貯留機能保全区域の概要

【添付資料１】

貯留機能保全区域

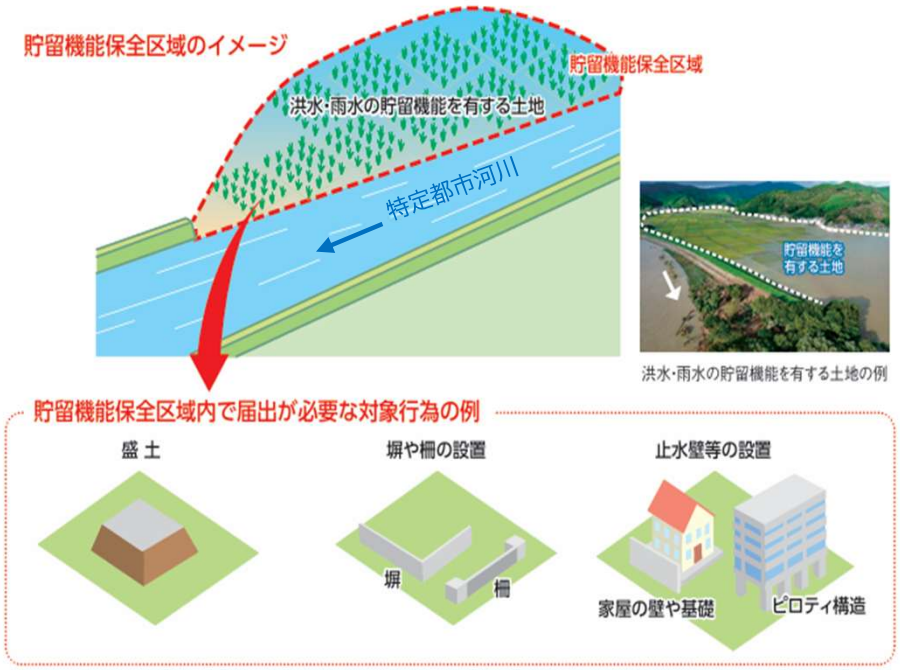
○河川に隣接する低地や窪地等、過去から農地等として保全されてきた土地が元来有している遊水機能（貯留機能）を可能な限り保全していくことを目的としており、浸水被害の拡大を抑制する効用があると認められる区域を貯留機能保全区域として県が指定することができる制度です。

○土地が指定されると、開発に伴う盛土等の当該土地の貯留機能を阻害する行為について、県に対して事前の届出が必要となり、貯留機能を阻害しない工法や構造の検討を求めるなど、必要に応じて助言・勧告を行います。



【特定都市河川流域におけるハード・ソフトの取組イメージ】

特定都市河川流域内において、
土地利用の観点から取り組む
流域対策のひとつ



【特定都市河川パンフレット（R6.6国土交通省）より抜粋】